

## 令和4年度クリーニング師試験における実地試験の出題誤りについて

令和4年度に実施したクリーニング師試験（※1）において、「繊維の鑑別に係る実地試験（※2）」の問題に出題の誤りがあり、本来合格とすべき受験者1名を不合格としていたことが判明しました。

関係の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

### 1 事案の概要

#### (1) 試験概要

試験実施日：令和4年12月15日（合格発表 令和4年12月26日）

受験者数：5名（合格者数：3名、不合格者数：2名）

試験科目：学科試験、実地試験（アイロン仕上げ、繊維の鑑別）

#### (2) 誤りの内容

・実地試験のうち、「繊維の鑑別試験」において、以下のとおり出題に誤りがあった。

① 生地サンプル「A」を、「B」が正解の問題として出題していた。

② 生地サンプル「B」を、「A」が正解の問題として出題していた。

（注）A、Bは繊維の種類

#### (3) 出題誤りへの対応

・出題の誤った2問を不適切問題とし、全受験者を正答とした。

・その結果、不合格と決定していた受験者1名が合格基準に達しており、合格と決定した。

### 2. 経緯と対応

R5年12月21日 令和5年度クリーニング師試験の事前打合せ時、「繊維の鑑別試験」に供する生地サンプルの素材繊維を確認した際、令和4年度の出題に誤りがあることが判明

R5年12月25日 該当の受験者への説明、謝罪

R5年12月27日 試験委員会開催（令和4年の合否再判定、追加合格決定）  
追加合格者への合格通知

### 3. 発生原因

・「何番の生地サンプルが、何の種類繊維で織られた生地」とするか（問題の正解）は、事前に開催する試験委員会で決定したが、問題作成（実物の生地サンプルと問題番号札を組み合わせる作業）にあたり、生地サンプルと問題番号札の組合せの確認が不十分であったため出題を誤った。

### 4. 再発防止策

・問題作成における実物の生地サンプルと問題番号札を組み合わせる作業について、複数人で複数回の確認を行うなど、生地サンプルと問題番号札の組合せの確認を徹底する。  
・なお、試験委員会で、今回の事案のどこに問題があったのか検証することとしている。

※1 クリーニング師試験

- ・クリーニング業法第7条に基づき、都道府県知事が年1回以上実施する。試験に合格した者は、申請により都道府県知事がクリーニング師の免許を与える。
- ・クリーニング業法第4条の規定により、クリーニング業の営業者は、クリーニング所ごとに、1人以上のクリーニング師を置かなければならない。

※2 繊維の鑑別に係る実地試験

- ・受験者が、色・柄の異なる生地サンプルを実際に手に触れ、手触りから、生地に使用されている繊維の種類を鑑別する試験